

平成22年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】 (一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 公園自然課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		10

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 8号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	住宅政策課	11
議案第14号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区飲食施設及び売店))について	公園自然課	14

報告番号	件名	課名等	頁
報告第 2号	平成21年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	環境立県推進課 水・大気環境課 衛生環境研究所 景観まちづくり課 公園自然課 住宅政策課	19
報告第 4号	平成21年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	水・大気環境課	21
報告第11号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について (平成22年3月25日専決)	公園自然課	22
	(16) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成22年4月30日専決)	住宅政策課	23

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
公園自然課	703,700	18,105	721,805			5,284	12,821	
合計	7,380,237	18,105	7,398,342	0	0	5,284	12,821	
(一般会計)								
公園自然課	岩戸海岸自然歩道安全対策事業 生物多様性GIS構築事業 県立布勢総合運動公園基金造成補助事業							

平成22年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

公園自然課 (内線: 7200)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 岩戸海岸自然歩道 安全対策事業	0	8,736	8,736				8,736	
トータルコスト	0	9,543	9,543	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	再整備工事の実施				
工程表の政策目標 (指標)	県民が快適に自然と親しむための施設整備や維持管理を適宜行うとともに、利用促進のための情報提供やPRを行う。							

説明

1 事業の目的・概要

世界ジオパーク国内候補地である山陰海岸ジオパークの構想をさらに推進するため、貴重な地質資源を有する岩戸海岸 (滝ヶ磯) に至る自然歩道について、再整備工事を行う。

【現状及び整備の必要性】

- (1) 昭和52年に県が設置した自然歩道のうち、滝ヶ磯に至る木製階段が、平成17年1月に発生した土砂崩落により破損したため、現在まで通行止めとしている。
- (2) 滝ヶ磯は、山陰海岸ジオパークの鳥取県エリア内において、貫入マグマによる広範囲にわたる柱状節理の見られる唯一の場所であるとともに、降雨後には上方から滝のように水が流れ落ちるなど、貴重なジオスポットとして活用する価値があり、歩道の再整備を望む声がある。
- (3) 歩道の供用開始後は、ジオツアーの解説ポイント、ジオガイド養成講座での観察ポイント、博物館の野外観察会や自然講座のスポット等の観光方策が予定されている。

2 主な事業内容

- (1) 整備内容 歩道 (木製階段・木製転落防止柵等) の設置、廃材処分、解説板の設置 (2箇所)
- (2) 工事費 8,736千円
- (3) スケジュール
 - 平成22年1月～3月 ルート選定・工法の調査、設計 (平成21年11月補正予算対応)
 - 平成22年4月～6月 法定手続 (自然公園法)
 - 平成22年7月～8月 工事实施
 - 平成22年9月 供用開始

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 自然災害・老朽化により破損し、支障が生じている施設については、利用者の危険性・景観への影響・利便性・緊急性による点数評価を行い、優先順位を整理した上で整備を実施する。
- (2) 利用者の安全性を確保した上で、山陰海岸の魅力に触れられる遊歩道整備を行うとともに、山陰海岸ジオパークの情報発信に資する。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

公園自然課 (内線: 7872)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 生物多様性GIS 構築事業	0	4,085	4,085				4,085	
トータルコスト	0	4,892	4,892	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	生物多様性GIS(地理情報システム)の構築				
工程表の政策目標(指標)	レッドデータブックとつとりの改訂と生物多様性地域戦略の策定検討							

説明

1 事業の目的・概要

貴重で特色ある鳥取県の自然環境を保全するために、県内の希少野生動植物情報を蓄積するデータベースとして「生物多様性GIS(地理情報システム)」の構築を通して、恒常的かつ的確に野生動植物情報を把握するとともに、次期レッドデータブック作成時の経費節減や自然環境担当部署間での情報共有に資する。

【現状及び整備の必要性】

- (1) 今年度は愛知県において「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催されるなど環境政策における“生物多様性”は大きくクローズアップされており、本県においても現在レッドデータブック改訂に着手していることから、それらで収集した情報を活用したシステムを構築することで、自然環境保全施策の検討促進を図ることが可能となる。
- (2) 生物多様性の保全は、その地域に住む人間も含めた動植物の生命を育み、安全な暮らしを支える基礎である。

2 主な事業内容

- (1) 鳥取県版レッドデータブック作成の際に収集した情報を、従来の分野・分類毎の紙情報での管理から、GISデータベース上で一元的・複層的に管理するDBシステムを構築する。
- (2) スケジュール
 平成22年1月～12月 希少野生動植物の調査実施(平成21年11月補正予算対応)
 平成22年7月～翌2月 GISデータベースの構築、希少野生動植物等のデータ入力 など

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 平成14年3月に発行した鳥取県版レッドデータブックの見直しに着手しており、このデータを踏まえた最新の情報によるGISシステムを構築する。
- (2) これまでの紙ベースの情報を、データベース上で一元・複層的に管理することで、保護と防除の施策実施の効率化を図る。
- (3) 毎年データ更新を行うことで、各種開発許可に係る希少野生動植物情報の状況の検索が迅速に行うことができる。
 また、新たに外来種の分布状況などを加えることにより、重点的な駆除対策の検討・実施が可能となる。

平成22年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

公園自然課 (内線: 7369)

3目 公園費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑収入)	一般財源	
(新) 県立布勢総合運動公園基金造成補助事業	0	5,284	5,284			5,284		
トータルコスト	0	5,284	5,284	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0人	0人	0人	補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							

説明

1 目的・経緯

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰額が生じた場合には、その全額を県に返納して頂き、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して補助金を交付することとしているところである。

平成21年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除を行った額の1/2を、指定管理者に基金造成補助金として交付するものである。

2 事業内容

区分	金額	主な内容
平成21年度管理委託料余剰額 (A)	21,831千円	・委託等の複数年契約による減 ・冷暖房時間短縮等による燃料費やボイラー電力量の減等
複数年契約導入による請負差額 (B)	11,263千円	・清掃委託業務費の減等
差 (C)=(A)-(B) 引	10,568千円	(参考) 平成21年度管理委託料契約額 278,000千円
上記の1/2 (D)=(C)×1/2	5,284千円	

交付先: 財団法人鳥取県体育協会 (コカ・コーラウエストスポーツパークの指名指定管理者)
基金を充当する事業:

- (1) 指定管理者が寄付行為に定める公益事業
 - <想定されるもの>
 - ・スポーツに関する宣伝、啓発、指導奨励
 - ・体育大会、各種講習会の実施及びその援助
 - ・スポーツ少年団の育成
- (2) コカ・コーラウエストスポーツパークの管理運営

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							2項 環境衛生費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	123,846		123,846	59,618		59,618	43,709		43,709
2 給料	1,408,108		1,408,108	708,190		708,190	290,497		290,497
3 職員手当等	755,098		755,098	354,084		354,084	149,015		149,015
4 共済費	536,647		536,647	271,511		271,511	115,387		115,387
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	7,566		7,566						
8 報償費	62,902	329	63,231	10,109		10,109	9,586		9,586
9 旅費	81,902	420	82,322	27,224		27,224	18,998		18,998
費用弁償	4,748	300	5,048	1,027		1,027	744		744
普通旅費	53,861		53,861	21,864		21,864	14,302		14,302
特別旅費	23,293	120	23,413	4,333		4,333	3,952		3,952
10 交際費									
11 需用費	232,159	156	232,315	143,062		143,062	97,765		97,765
12 役務費	66,174	30	66,204	30,450		30,450	26,252		26,252
13 委託料	713,368	4,618	717,986	349,669	4,085	353,754	296,911	4,085	300,996
14 使用料及び賃借料	76,334	110	76,444	40,640		40,640	34,855		34,855
15 工事請負費	205,632	8,736	214,368	9,990	8,736	18,726	9,990	8,736	18,726
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	30,386		30,386	17,367		17,367	14,507		14,507
19 負担金、補助及び交付金	4,959,110	18,788	4,977,898	730,902		730,902	730,475		730,475
20 扶助費	1,194,395		1,194,395						
21 貸付金	1,148,910		1,148,910						
22 補償、補填及び賠償金									
23 罰没金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	37,676		37,676	10,817		10,817	10,817		10,817
26 寄附金	21,650		21,650						
27 公課費	38		38						
28 繰出金									
予備費									
計	11,661,901	33,187	11,695,088	2,763,633	12,821	2,776,454	1,848,764	12,821	1,861,585
財源									
国庫支出金	1,134,548	19,351	1,153,899	137,510		137,510	137,510		137,510
地方債	12,000		12,000						
その他	2,876,821		2,876,821	608,601		608,601	603,444		603,444
訳一般財源	7,638,532	13,836	7,652,368	2,017,522	12,821	2,030,343	1,107,810	12,821	1,120,631

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	2項 環境衛生費			
	4目 環境保全費			
1	報酬	41,148		41,148
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	5,507		5,507
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	8,035		8,035
9	旅費	14,691		14,691
	費用弁償	655		655
	普通旅費	10,797		10,797
	特別旅費	3,239		3,239
10	交際費			
11	需用費	70,430		70,430
12	役務費	22,395		22,395
13	委託料	286,017	4,085	290,102
14	使用料及び賃借料	31,331		31,331
15	工事請負費	9,990	8,736	18,726
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	14,507		14,507
19	負担金、補助及び交付金	708,631		708,631
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補助、補助及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	10,817		10,817
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,223,499	12,821	1,236,320
財	国庫支出金	124,254		124,254
源	地方債			
内	その他	501,280		501,280
訳	一般財源	597,965	12,821	610,786

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
	うち生活環境部						5項 都市計画費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	225,346		225,346	37,430		37,430	1,867		1,867
2 給料	2,083,956		2,083,956	255,138		255,138	44,410		44,410
3 職員手当等	1,029,338		1,029,338	120,851		120,851	18,310		18,310
4 共済費	795,485		795,485	94,653		94,653	13,870		13,870
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	500		500						
8 報償費	10,013		10,013	1,030		1,030	193		193
9 旅費	53,130		53,130	8,689		8,689	2,724		2,724
費用弁償	3,060		3,060	1,317		1,317	478		478
普通旅費	48,952		48,952	7,100		7,100	2,174		2,174
特別旅費	1,118		1,118	272		272	72		72
10 交際費									
11 需用費	762,566		762,566	77,523		77,523	8,119		8,119
12 役務費	140,161		140,161	23,396		23,396	2,566		2,566
13 委託料	5,826,526	3,250	5,829,776	874,471		874,471	474,482		474,482
14 使用料及び賃借料	423,243		423,243	28,260		28,260	14,060		14,060
15 工事請負費	21,495,458	107,750	21,603,208	1,414,418		1,414,418	84,740		84,740
16 原材料費	3,330		3,330	1,000		1,000			
17 公有財産購入費	1,639,287	17,258	1,656,545						
18 備品購入費	132,774		132,774	132		132			
19 負担金、補助及び交付金	11,178,812	5,284	11,184,096	723,269	5,284	728,553	50,572	5,284	55,856
20 扶助費									
21 貸付金	48,213		48,213	37,217		37,217			
22 補助、補助及び助成金	2,700,794	1,347	2,702,141	26,969		26,969			
23 積立金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	127,022		127,022	127,022		127,022			
26 寄附金									
27 公課費	7,997		7,997						
28 繰出金	4,234		4,234	4,234		4,234	4,234		4,234
予備費									
計	48,688,185	134,889	48,823,074	3,855,702	5,284	3,860,986	720,147	5,284	725,431
財源									
国庫支出金	15,612,383	4,500	15,616,883	719,925		719,925	16,282		16,282
地方債	17,130,000	57,000	17,187,000	579,000		579,000			
その他	2,237,315	106,284	2,343,599	859,442	5,284	864,726	35,031	5,284	40,315
訳一般財源	13,708,487	△32,895	13,675,592	1,697,335		1,697,335	668,834		668,834

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目		
	5項 都市計画費		
	3目 公園費		
	補正前	補正額	補正後
1 報酬			
2 給料	7,526		7,526
3 職員手当等	3,662		3,662
4 共済費	2,774		2,774
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 賃金			
8 報償費			
9 旅費	344		344
費用弁償			
普通旅費	344		344
特別旅費			
10 交際費			
11 需用費	2,263		2,263
12 役務費	852		852
13 委託料	455,320		455,320
14 使用料及び賃借料	11,903		11,903
15 工事請負費	84,740		84,740
16 原材料費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費			
19 負担金、補助及び交付金	12,410	5,284	17,694
20 扶助費			
21 貸付金			
22 補償、補填及び賠償金			
23 償還金、利子及び割引料			
24 投資及び出資金			
25 積立金			
26 寄附金			
27 公課費			
28 繰出金			
予備費			
計	581,794	5,284	587,078
財源			
内 国庫支出金			
地方債			
その他	34,375	5,284	39,659
内 一般財源	547,419		547,419

平成22年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目		生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	135,338		135,338
2	給料	1,019,773		1,019,773
3	職員手当等	502,400		502,400
4	共済費	392,094		392,094
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金	126		126
8	報償費	20,027		20,027
9	旅費	44,785		44,785
	費用弁償	4,417		4,417
	普通旅費	33,826		33,826
	特別旅費	6,542		6,542
10	交際費			
11	需用費	238,202		238,202
12	役務費	62,219		62,219
13	委託料	1,272,577	4,085	1,276,662
14	使用料及び賃借料	76,707		76,707
15	工事請負費	1,424,408	8,736	1,433,144
16	原材料費	1,000		1,000
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	18,881		18,881
19	負担金、補助及び交付金	1,964,507	5,284	1,969,791
20	扶助費			
21	貸付金	37,417		37,417
22	補償、補填及び賠償金	26,969		26,969
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	138,573		138,573
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	4,234		4,234
	予備費			
	計	7,380,237	18,105	7,398,342
財	国庫支出金	1,218,849		1,218,849
源	地方債	579,000		579,000
内	その他	1,534,821	5,284	1,540,105
訳	一般財源	4,047,567	12,821	4,060,388

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
8款 土木費	
5項 都市計画費	
3目 公園費	
負担金、補助 及び交付金	5,284
・県立布勢総合運動公園基金造成事業費補助金	

条 例 名 等	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに建築士事務所の登録の実施に関する事務を知事が指定する者に行わせる場合に、当該事務に係る手数料をその者の収入とする等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合に、当該登録に係る手数料をその者の収入とする。</p> <p>(2) 知事の指定する者に建築士事務所の登録の実施に関する事務を行わせる場合に、当該登録に係る手数料をその者の収入とする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録</u> 1件につき18,000円</p> <p>(302) 略</p> <p>(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく<u>建築士事務所の登録</u>（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(304) 建築士法第23条第1項の規定による<u>建築士事務所</u>の登録（同条第3項の規定による更新の登録を含む。）<u>がなされていることを証する書類の交付</u> 1件につき650円</p> <p>(305)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) <u>建築士法第10条の20第1項の規定により知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第301号の手数料</u> <u>2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(16) 略</p> <p>(17) <u>建築士法第26条の3第1項の規定により知事の指定する者に建築士事務所の登録の実施に関する事務を行わせる場合における前項第303号の手数料</u> <u>建築士事務所の登録の実施に関する事務を</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）<u>第4条第2項又は第3項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の免許</u> 1件につき18,000円</p> <p>(302) 略</p> <p>(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく<u>1級建築士事務所等</u>の登録（同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(304) 建築士法第23条第1項の規定による<u>1級建築士事務所等</u>の登録（同条第3項の規定による更新の登録を含む。）<u>に関する証明書</u>の交付 1件につき650円</p> <p>(305)～(328) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p>

<p>行う者 (18) 略</p>	<p>(16) 略</p>
-----------------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店））について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市栄町606番地 財団法人鳥取県観光事業団 理事長 岡 森 裕 ＊鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の指定管理者</p> <p>(3) 指定の期間 平成22年7月1日から平成26年3月31日まで（3年9ヶ月）</p> <p>(4) 理由 東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p>

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）の指定管理候補者の選定について

東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）について、生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査の結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

財団法人鳥取県観光事業団 理事長 岡森 裕 鳥取市栄町606番地

2 指定管理期間

平成22年7月1日から平成26年3月31日まで（3年9ヶ月間）

※指定管理期間終了後は、燕趙園を含む引地地区公園との一体管理に移行する。

3 委託料の額

委託料なし

4 選定結果

東郷湖羽合臨海公園（引地地区飲食施設及び売店）の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認められる。

5 指定管理応募者

応募者	所在地	代表者
財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市栄町606番地	理事長 岡森 裕

6 審査委員

委員名	経歴・役職等	備考
前 俊雄 (まえ としお)	財団法人鳥取県産業振興機構 経営支援グループマネージャー	学識経験者
山根 里美 (やまね さとみ)	税理士	公認会計士又は税理士
河崎 妙子 (かわさき たえこ)	有限会社河崎妙子事務所 代表取締役社長 レストランプロデューサー	施設に関する有識者 (飲食業界の有識者)
山根 国広 (やまね くにひろ)	社団法人日本旅行業協会 中・四国支部鳥取県地区会会長	施設に関する有識者 (観光業界の有識者)
岸本 康子 (きしもと やすこ)	NPOエコママとっとり代表	施設に関する有識者 (消費者の代表)
法橋 誠 (ほつきょう まこと)	鳥取県生活環境部長	施設所管部局職員

7 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針 	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①施設の運営・料金設定・サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・提供メニュー等の内容、料金設定 ・集客促進の内容 ・県や周辺施設との連携 ②施設設備の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の維持管理・衛生管理 ・管理運営業務の内容 ・外部委託の考え方 ・省エネルギー、資源の再利用等への取組み ③事故・緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難・災害などの事件・事故の防止 ・緊急時の体制及び対応 ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ④個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護への対応 ・情報公開への対応 ⑤利用者等の要望の把握と対応方針	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	①収入の見積もり、考え方 ②支出計画の見通し	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	①法人等の財政基盤・経営基盤の安定 ②組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成 ③関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ④法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用 ・男女共同参画推進企業等の認定 ・ISO 又は TEAS 認証登録 	15

(2) 総合評定

指定管理候補者として適当

※燕趙園との一体的な管理による運営の工夫と地域との協働や地域振興の視点・意欲が感じられることから総合的に適当と判断

(3) 評定点数

	配点	(財) 鳥取県観光事業団
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	65	47.4
選定基準3	20	11.3
選定基準4	15	9.8
合計	100	68.6 ※点数は委員6名の平均
◇選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】		
○管理運営の基本的な考え方・・・(適合する)		
◇選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】		
①施設の運営・料金設定・サービスの提供・・・(評価できる)		
②施設設備の維持管理・・・(評価できる)		
③事故・緊急時の対応・・・(評価できる)		
④個人情報保護等への対応・・・(評価できる)		
⑤利用者等の要望の把握と対応方針・・・(評価できる)		
＜委員からの主な意見＞		
・計画全体としては評価できる。		
・看板メニューや目玉料理がなく、インパクトに欠けている。メニュー等についてはさらに工夫が必要である。		
・集客へ向け、女性目線の店づくりが必要と感じる。		
・団体客への対応にやや不安を感じる。		
・地域との連携、地元産の農産物の提供等、地域振興への貢献の姿勢が感じられる。		
◇選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】		
①収入の見積もり、考え方・・・(やや評価できる)		
②支出計画の見直し・・・(やや評価できる)		
＜委員からの主な意見＞		
・無駄な支出を抑えた計画となっており、評価できる。		
・全体的に大雑把な計画である。		
◇選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】		
①法人等の財政基盤・経営基盤の安定・・・(評価できる)		
②組織及び職員の配置等・・・(評価できる)		
③関係法令に係る監督行政機関からの指導等状況・・・(該当なし)		
④法人等の社会的責任の遂行状況		
・障がい者雇用・・・(適合)		
・男女共同参画推進企業・・・(認定済)		
・ISO又はTEAS認証登録・・・(未認証)		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開店時間・休業日

○開店時間

午前9時から午後5時まで

○休業日

燕趙園の休園日(12月～3月の毎月第4火曜日)を定休日とする。

(2) サービスの提供内容

○飲食提供メニュー

- ・地域の特産品（しじみなど）を使用した料理の提供
- ・鳥取県の食材を使用したメニューづくり
- ・団体観光客と地域の方向けの定食メニューの提供
- ・中華メニューを一部提供。

<メニュー>

日替わりランチ、丼物、麺類、中華単品メニュー、団体対応メニュー、地元特産品、地元食材等を使ったテイクアウト商品など

○料金設定

- ・仕入コストを抑え、観光客のみならず、地域の方にも利用しやすい安価な料金設定に努める。

○物販の内容

- ・地元及び鳥取県の特産品の販売
- ・中国民芸品、食品等の販売

(3) 集客促進のための取組み

○営業活動の強化

- ・営業担当者を配置し、集客促進に努める。
- ・燕趙園、レストラン、売店をセットにした企画の実施

○燕趙園の年間イベントと連携したイベントを検討する。

(4) 地域や関係機関との連携

○周辺地域、行政、他団体との連携強化

- ・燕趙園と一体になった運営の実施
- ・近隣観光地、地域団体との連携

(5) 経費節減、省エネルギー、省資源、資源の再利用の取組

○各種委託業務の複数年契約による運営コストの縮減

○環境負荷の低減を考慮したグリーン商品の購入を推進する。

○照明、空調、水道等の節約に努める

(6) 応募者の主な説明内容

○飲食店について

- ・料理人は団体客への対応実績のある地元の方を雇用する予定であり、これまで、提供されていたメニューは地域での評判はよかった。
- ・地元の食材、特産品を活かした和食中心のメニューを提供することとなるが、中華メニューも提供できるようにしたい。
- ・東郷湖の特産しじみを活かしたメニューの開発や最近話題となっている牛骨ラーメンなどへも柔軟かつ意欲的に対応したい。
- ・団体客に対応できるメニューを開発するほか、座席も区分するなど工夫して対応したい。
- ・これまでは、経営者の違いで飲食施設との連携が取れていなかった面があったが、今後は、燕趙園・飲食施設・売店をセットにした展開が図れると考えており、燕趙園入園と飲食をセットにした取り組みも考えている。また、営業時間も団体客の行動に合わせ柔軟に対応したい。
- ・梨記念館での喫茶提供などのノウハウも活かしたい。
- ・現施設は規模が大きいので、地域の方々に食品加工施設として開放するなど有効活用が図れないか検討中である。

○売店について

- ・中部地域は梨や梅、イチゴ、長イモ、ピオーネなど農産物の宝庫である。これらの農産物の販売を地域の方々と連携して気軽に利用していただけるような施設運営を行いたい。既に、地元の観光梨園は協力していただけることになっている。

平成21年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	分担金及び負担金	その他
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生調査	52,482,000	3,990,000		1,330,000			2,660,000
		環境研究所費							
		環境研究所費	118,774,000	33,393,000		11,300,000			22,093,000
		環境運営費	6,902,000	4,778,000		4,778,000			
		レッドデータブックとつとり改訂事業費	112,300,000	99,190,000		99,190,000			
		スマートタウン推進事業費	5,379,000	3,385,000					3,385,000
		ノーレジ袋推進事業費	16,953,000	10,878,659		10,878,659			
		鳥取発バスロケーション・検索システム構築事業費	42,400,000	4,650,000		4,650,000			
		環境にやさしいLED照明導入促進事業費	122,066,000	86,538,750			86,538,750		
		とっとり発グリーンニューディール市町村補助金	52,690,000	1,696,000		600,000			1,096,000
6 農林水産業費	3 農地費	水質汚濁防止対策費	51,604,000	14,142,000		4,800,000			9,342,000
		自然公園等管理費	54,149,000	4,347,000		1,400,000			2,947,000
		水ノ山自然ふれあい館管理運営費	23,384,000	10,000,000		10,000,000			
		浦富海岸自然歩道事業費	4,326,000	2,500,000		2,500,000			
		大山トレマナー事業費	279,760,000	9,300,000		9,200,000			100,000
		キヤンペーン事業費							
		農業集落排水事業費							

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源					地方債
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債		
8 土木費	1 土木管理費	建築指導費	12,562,000	125,000	125,000						
		都市計画情報提供費	14,648,000	14,648,000		14,648,000					
	5 都市計画費	都市公園維持費	279,722,000	167,069,000		72,567,000					94,502,000
		都市公園管理費	495,860,000	7,174,000		2,400,000					4,774,000
		都市公園安全対策緊急総合支援事業費	62,000,000	19,895,000		19,895,000					
		都市公園外灯LED化促進事業費	14,000,000	14,000,000			14,000,000				
		米子駅前通り土地区画整理再換地事業費	1,678,000	928,556							928,556
	6 住宅費	県営住宅維持管理費	594,459,000	109,292,000	6,486,000	59,600,000					43,206,000
		公営住宅整備事業費	1,506,105,000	590,337,000		81,197,000				347,000,000	162,140,000
		新・木の住まい助成事業費	291,340,000	21,380,000		20,540,000					840,000
		鳥取エコハウス普及促進事業費	4,500,000	650,000		650,000					
		計	4,220,043,000	1,234,286,965	6,611,000	432,123,659	0	100,538,750	347,000,000	348,013,556	

平成21年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

		左の財源内訳							
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源			
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債
1	1	流域下水道事業費	208,000,000	152,430,000	1,930,000	76,570,000	37,930,000		36,000,000
		計	208,000,000	152,430,000	1,930,000	76,570,000	37,930,000		36,000,000

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について (平成22年3月25日専決)</p>																
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。</p> <p>2 概要 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)の一部改正に伴い、市町村等が処理することとする事務について定めた規定中、引用している同令の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">改正後</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">別表(第2条関係)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">別表(第2条関係)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務</td> <td style="text-align: center;">市町村等</td> <td style="text-align: center;">事務</td> <td style="text-align: center;">市町村等</td> </tr> <tr> <td>12 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)に基づく事務のうち、<u>附則第6項</u>に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</td> <td>各市町村</td> <td>12 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)に基づく事務のうち、<u>附則第5項</u>に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付</td> <td>各市町村</td> </tr> </tbody> </table>	改正後		改正前		別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		事務	市町村等	事務	市町村等	12 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)に基づく事務のうち、 <u>附則第6項</u> に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付	各市町村	12 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)に基づく事務のうち、 <u>附則第5項</u> に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付	各市町村
改正後		改正前															
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)															
事務	市町村等	事務	市町村等														
12 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)に基づく事務のうち、 <u>附則第6項</u> に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付	各市町村	12 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)に基づく事務のうち、 <u>附則第5項</u> に規定する協議の申出等の受理及び知事への送付	各市町村														

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(16) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について</p> <p>(平成22年4月30日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>県営住宅の入居者及びその連帯保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成22年4月30日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 相手方</p> <p>県営住宅入居者 1名</p> <p>連帯保証人 1名</p> <p>(2) 請求の要旨</p> <p>県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその連帯保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針</p> <p>第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>